

第2回福岡県宿泊税検討委員会（議事録）

- 1 開催日時 令和5年7月26日（水）13時～14時30分
- 2 開催場所 福岡県中小企業振興センター501会議室
- 3 出席者 7名
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事概要

■委員長挨拶

（勢一委員長）

皆さん、本日は暑い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は第2回の委員会となります、どうぞよろしくお願いいたします。

前回、第1回の会議では、事務局からの資料をもとに、福岡県の観光を取り巻く状況、宿泊税条例の施行状況、宿泊税制度の概要等について、委員間で現状認識を共有するとともに、皆様から多数の貴重なご意見をいただきました。

前回の皆様からのご意見を受けまして、事務局には追加調査をして、よりデータを充実させるお願いをさせていただきました。

今回は、前回の会議を踏まえまして、事務局から追加されたデータを加えたところで、本委員会として一定の方向を示すものとして報告書の素案について検討していきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、今回も皆様からの忌憚のないご意見をいただきまして、実りある議論にしたいと思っております。宜しくお願い致します。

■議事 福岡県宿泊税検討委員会報告書（素案）について

冒頭、事務局より配布資料に基づき説明、その後意見交換

（勢一委員長）

ありがとうございました。参考資料1、参考資料2、貴重な視点を我々共有することができました。お忙しい中で、アンケートに答えてくださった宿泊事業者様にお礼を申し上げたいと思っております。また、税の専門ということで、福岡県の宿泊税を最もご存知の先生にお願いをするという形をとらせていただきました。こちらについても、かなり率直な見解を披露していただきまして、非常に勉強させていただきました。吉村先生にもお礼を申し上げたいと思っております。

それでは、議論に移ってまいりたいと思っております。一括して事務局から説明を受けましたけれども、議論としては二つに分けて皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

まず素案の目次で、最初は2と3です。2の「福岡県の観光を取り巻く状況」と、3の「福岡県宿泊税条例の施行状況」この2つについては前回、皆様にご議論いただきまして、そのご意見を基にそれぞれまとめた部分を、今回、事務局に箇条書きで記載をしていただいております。この部分につきまして、漏れや不足がないかご確認いただきまして、意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。その議論が終わった後に、4の「税制度のあり方」のところの議論をしてい

ただきたいと思います。

まずは、2と3のところについて、ご意見をお願いしたいと思います。

(松本委員)

宿泊事業者へのアンケートですとか、今回はだいぶ充実しているので、まとめのところを中心に申し上げさせていただきますと、13 ページのところですけども、最後のところ「観光は成長戦略の柱」のところ、以前は1兆円近く観光消費額があったのではないかと思います。国も観光消費額の議論をされているので、ここは観光消費額にも言及して補強した方がいいのではないかと思います。

次のまとめのところではいきますと、26 ページのところですけども、最初の「宿泊税が入らなかったで、コロナ臨時交付金を最大限活用し」というところでちょっと気になった点があります。23 ページに臨時交付金の活用状況の記載があつて、交通事業者さんがコロナで影響を受けたので、レンタカー代でありますとか、バス代の助成とかが記載されていますが、それぞれ1個1個書く必要はなく、コロナで影響を受けた観光産業に対して、コロナ臨時交付金を最大限活用したという文脈になるのではないかと思います。なので、そこを丁寧に説明しないと「国のお金を活用して」という話にはならないかなと。ここは少し説明を加えた方がいいのではないかと思います。

19 ページ、「広域観光エリアの概要」のところ、今回、結局導入時の考えとおり機能したかどうかというのは、これらの事業がコロナの影響があつても、いろいろ事業を検討して、その時々により効果的な事業を選択して、例えば、広域観光エリアというのは、各地域に消費を促すという点から、今福岡市に集中している観光客という現状であれば、体験プログラムの利用者の感想も大事であると思いますが、実際にそのエリアで体験プログラムを開発された方や、宿泊事業者の方ですとか、旅行業者の方ですとか、そういった方々の感想を入れるとより手厚くなるのではないかと思います。以上です。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。まず13 ページのまとめの方ですけども観光消費額を具体的に記載した方がよいのではないかとのご意見をいただきましたので、その方向で検討させていただければと思っております。

それから26 ページのところでございます。宿泊税とコロナ臨時交付金の活用の関係で、実際に実施した事業とその必要性について、しっかり記述をさせていただく方向で記載をさせていただければと思います。

それから、広域観光エリアの概要のところには、消費者の声しか記載していませんけれども、各地域のそれぞれの事業者さん等のお声も再度お伺いして、その言葉を反映させたような形にできればと思っております。

(勢一委員長)

重要な点をご指摘いただきました。コロナの時の臨時交付金との違いを確認することが非常に大事ですし、紛れがないように説明するのは必要なことだと思いますので、事務局は検討よろしくお願ひします。

(佐藤委員)

観光連盟の立場から、1点書き加えていただきたいなと思っています。

宿泊施設における人手不足が非常に深刻でして、この解決は喫緊の課題だというふうに思っています。その一方で、観光振興のキーはおもてなしということをよく最近言っています。生産性向上とおもてなしというのは、非常に相反する課題でございます、宿泊税を使って、新たなおもてなしのありようを検討するような事業をご検討いただいて、そういうのが必要だというふうに何か記載していただければありがたいなというふうに思って、一言述べさせていただきました。

(勢一委員長)

かなり具体的な大きな課題ということのご指摘ですし、前回の議論でもやはり人手不足が非常に切迫しているという状況もありましたし、これは全国的にも相当大きな問題ですから、今後さらに広域で観光を周遊してもらうとなると、そういうところを解消していくのが非常に重要ですので、その新たなおもてなしの形を、ぜひ福岡県スタイルを考えていければよろしいかなと私も思いました。貴重なご意見ありがとうございました。

(井上委員)

まず13ページのまとめの方で、県ベースの観光消費額というものをきちっと記載した方がいいというのは私も同感でございます。

実にわれわれ宿泊業の状況を的確に表現されていると思います。宿泊業の借入金の負担とか。26ページのまとめにあるとおり、「福岡の避密の旅キャンペーン」というのは、コロナ禍で、宿泊業や旅行業が非常に厳しい状況の中でご支援いただいたと思っております。

県内の市町村から、宿泊税交付金に対する評価の声が上がっているということでございます。私の地元は朝倉市でして、朝倉市はそれなりの金額を交付いただいております、県の意向と市町村の考えの間に食い違いがあって、いろいろ考えて上手く組み立てたような、活用したような事例を書いて欲しい、挙げて欲しいというのがあります。

それと、市町村の方々、そして担当課が、地域の観光を支える団体とか人材とか会社、例えば、観光協会、観光事業者、旅行会社、宿泊事業者、そういったところとちゃんとその辺の話をしているのかなど。ちょっと私も地元の朝倉市でそのような疑問があったものですから、その辺り少し掘り下げた形でちょっと記載していただければと思います。

また、交付金が50万円くらいの市町村は、何に使ったらいいかわからないなというところもあるかもしれないし、それなりに交付金がある市町村は、他がどんなことをしたのかを知りたいのではないかと思います。

(事務局)

市町村交付金の部分でございます。この部分については、第1回の検討委員会においてもご説明をさせていただきました。200円の税額のうち、100円分を市町村に交付金として配布しております。

活用の状況といたしましては、観光振興に資する問題、新規拡充の事業ということであります。この条件の中で、各市町村の中でそれぞれの地域課題に応じて、創意工夫を凝らして、事業を実施していただくというような形で事業を実施していただいているところでございます。

ただ、今、委員がおっしゃられたようなところについて、各地域の観光関連事業者様、こういっ

た方々と意見交換というものをさせていただくというようなことを、今のところ条件とはしておりませんので、私どもの方から、ぜひ宿泊税の交付金の活用にあたっては、そういったことを念頭に置いて、事業を計画していただくようお願いをしたいと思いますし、そういった観点の課題感というのを、ここの中でこういった形で表現できるかというのは検討させていただければと思っております。

(井上委員)

今回の7月10日、11日の豪雨を受け、観光というものは本当に自然災害によって左右されるなど、実感しております。特に今回、久留米、田主丸エリア、東峰村、私の地元朝倉市は、今回の豪雨で甚大な被害を受けました。参考資料2の税の専門家の先生のコメントにございますとおり、観光は裾野が広く、小規模事業者が多い産業であり、地元の観光業が危機的な状況に落ちるときに救うことも宿泊税の大事な役割であると。非常に切実かつ響くような先生のコメントに大いに期待される所です。久留米とか東峰村とか、私の地元朝倉も非常に苦しい状況が続いていまして、いろいろなステークホルダーがいらっちゃって、私も今年2月の衆議院の予算委員会で、観光は地域活性化の切り札で、宿泊業はその一つを担うということを申し上げましたが、なかなかマスコミでああいう報道をされると、例えば6年前の九州北部豪雨みたいな形でイメージがついて、やっぱりある意味の風評といいますか、あそこは朝倉市だから筑後川が危ないとかいうことで本当に当事者として非常に毎日つらい思いをしています。福岡県においてはぜひとも、福岡県内で災害が起きれば税の専門家の先生が言われるような使い方をしていただきたいなと思います。

繰り返しになりますが、市町村が地域の課題を考えて宿泊税交付金を使うこと自体は良いことですが、やっぱり当事者の事業者ともコミュニケーションを取っていただいて事業を実施いただけるとありがたいなと思います。

(勢一委員長)

各市町村が、各地域でどのように宿泊税交付金を活用したら一番良いかということ地域でしっかり話し合っ決めてもらうのが非常に大事ですし、そのためには、地元の事業者と自治体市町村が十分に意見交換するのも必要なことだと思います。今、事務局からもご提案ありましたけれども、今後、宿泊税交付金の運用を検討するにあたって、きちんと意見交換が進むような工夫をしていただければと思います。2政令市を除き58も市町村ありますので、そういう意味では多様な部分あるろうかと思いますが、各地域でしっかりやっいただく。そのために背中を押すというのは、県の役割かと思えます。そういう形で、まとめの方にも書き込んでいただければと思います。

災害による被害、これはまさに50年に一度の災害が毎年来るような状況になっていますから、そういうところも宿泊税が担うんだという力強い言葉も、吉村先生のご意見に賛同していただいていますので、もう少し加える形で対応できればと思います。

(眞武委員)

井上委員が言われましたように、今、久留米は本当に厳しい状況だと思います。先週の日曜日、われわれ旅行業界で行きました。現場を見てきました。体験をしました。道路裏、道路脇、それから久留米の方は、家の中、それから運搬、こういうのはもう現実的にまだいらっしゃるという、社会福祉協議会を通して指示を受けておりましたけど、非常に厳しい状況だと思います。

ただ、この問題と宿泊税の問題はまた違うかもしれませんが、本当に活用するためには、これは利用すべきだと思っています。

私、古賀市ですが、観光協会の方にも所属しております、われわれはソフト事業で、全面的に古賀市を売り込みたいというところから、この宿泊税交付金は本当に助かります。この部分で大いに活気づきたいと思っています。地域の方に集まっていたくのではなく、観光協会、それから行政、それから、職員の方たちが、その現場の方々と話し合いができたという意味合いでは、本当に効果的な宿泊税の活用の仕方ではないかと思います。ただ、金額の差というのはよく分かりません。それはどうなるのか知りたいなと思っています。

(事務局)

先ほど、資料の説明の中で、22 ページ、今回、福岡県の宿泊税交付金の制度概要ということで概要を記載させていただいております。これが、交付金の制度概要でございます。配分基準というのが表のところにごさいます、基本的な考え方としては、宿泊税ですので、宿泊されたところに配分がされるということが1つ考え方としてあります。ただ、この宿泊をされた方々は、宿泊地だけにとどまるわけではなくて、その前後にいろんなところを周遊しているというようなところもございます。なので、市町村ごとの宿泊者の割合だけで配分をしているわけではなくて、80%分については宿泊者数で配分しますが、残りの20%分については旅行者数で配分するというところで、宿泊税交付金を配分しているところでございます。

ただ、宿泊者も旅行者も少ない市町村もありますので、正確に言えませんが、10万円、もしくは10万円に届かないところもあつたりします。

そういったところは、例えばトイレの改修ができるとか、そういった部分の経費は最低限必要だという議論の中で、宿泊税交付金の最低交付金額は50万円とさせていただいております。ですから、一番少ないところで50万円。それ以上は、今申し上げた、80%は宿泊者数、20%は旅行者数の割合で配分額を決めているところでございます。

分かりにくいかもしれませんが、そういったちょっと若干複雑になっています。

(南委員)

第1回の検討委員会に出席しておりませんが、本当に熱心な議論をやられたっていうことを改めて、この素案を見ながら感じております。

少し勉強のつもりで、いろんな自治体のホームページとかを見ました。実際、宿泊税を払う宿泊者にとってどのようなことに使われたのかというのがやっぱり一番気になる点です。そうした場合に、少し象徴的な事例、たくさん読み込めば、こういうことを実施したということが分かりますが、入口でこういう実例がある、市町村に対する交付金の部分でも、実例でこういうことで使われたというのが、分かりやすく象徴的な事業があれば、宿泊者も納得、理解しやすいのかなと思います。

(勢一委員長)

そうしますと、今の素案の中の例がちょっと分かりにくいと。

(南委員)

そうですね。読み込めば分かりますが、象徴的なものがあればより分かりやすいかなと。

(事務局)

今、この報告素案の中では、結構いろんなことを書かせていただいているので、そうじゃなくてももう少し、象徴的なものを幾つかあげたほうが分かりやすいというご指摘でしょうか。

(南委員)

もちろんすべて実例が必要だと思うんですけど、入り口の部分で、福岡県の宿泊税というものは、象徴的にこういう事業に使われているということがあれば、より分かりやすいと思いました。

(事務局)

この素案の中に入れるという意味ではないということでしょうか。今後その宿泊税を活用したものを、対外的にアピールするときには、分かりやすい事例を織り交ぜながら PR をするとか、そういうことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(勢一委員長)

おそらく、宿泊税ってなに、というところで止まっている県民の皆さんもいらっしゃるかもしれないし、迷っている事業者の方もおられるかもしれないので、そのあたりは今後の運用のときにデジタル技術を使っていただき、効果的な発信をしていただければと思います。ありがとうございました。

全体まとめの部分ですね、それぞれ、追加でご指摘いただきましたし、今後の運用にあたってのご示唆もいただきましたけれども、このような形で、皆様のご意見等もある程度反映されているかと思っておりますので、もしそれでよければ、素案の方に今日皆さんのご意見を追加する形で、作文を事務局にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

次に4の「税制度のあり方」です。2と3につきましては、前回の皆さんのご意見を入れた形でまとめを準備をしておりましたけれども、こちらについては、前回の検討委員会において議論を尽くしておりませんので、改めて議論をお願いできればと思います。

一応事務局の方では、想定される論点の整理というところをまとめのところに記載してもらっています。記載の論点についてのご意見、また追加でこのような論点があるのではないかとご指摘等のご意見を頂戴できればと思います。

本日の中心となる議論になりますし、そちらも重要な部分になりますので、よろしければ各委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

(大方副委員長)

31 ページの「現行制度に対する宿泊事業者の声」のところで、徴収事務で苦勞していることについて、5割の方が苦勞していると回答しているというような表現がありますが、実際のデータを見ると、参考資料1の12 ページですが、5割というのは2番目と3番目の割合を足し上げた割合であると思われませんが、ここは複数回答になっており、今回回答のあった150者の苦勞している割合とするのは不適切であると思うので、再度確認いただきたい。宿泊事業者さんに現場での宿泊税の徴収事務に対してご理解いただけているのかというところで、数字が結構印象として重要になってくると思います。

(事務局)

大変失礼いたしました。ご指摘のとおりだというふうに思いますので、改めて再度ここはしっかりと書き直すなり検討をさせていただきます。ありがとうございます。

(勢一委員長)

元データがありますので、確認よろしくをお願いします。確かにいろいろ最前線でご苦労されておられるかと思いますが、特になしというところが3分の1あるというのは、それは事業者の皆さんが努力されておられるのだなと。素晴らしいと思いました。

(松本委員)

論点として挙げています税率の部分ですけれども、評価をするのは非常に難しいなと思います。行政需要はどう捉えたらよいのか、ちょっとよく分からないですけれども、今年度に関しては、税金と行政需要が合っていると。来年度に関しては、さっきの論点から行くと、コロナ禍の回復に向けて、もっともっと頑張っていけないといけない。これは単年度評価じゃないと思っていますが。

(勢一委員長)

おっしゃるとおりで、宿泊税の制度設計をしたときに、これだけの行政需要があつてそこから税率等を決めて、それを充当する形になっているわけで、これまでの施行状況を3のところで、皆さんに確認していただきましたけれども、制度設計時の目的を達成できているのかどうかという評価が一つあります。我々は施行状況を確認して、その視点を踏まえて、現状でどのような評価をして、現行制度を維持するのか、それとも何らかの改正の検討をすべきことになるのか、ということになるのかと思います。

その点では、税の専門的な議論になるということで、税の専門家の意見を聞いた方がよろしいということで、今回、制度設計時に携わっていただいた吉村教授にお願いしたという経緯がありまして、参考資料2に吉村教授の意見がまとめられているわけです。その辺りは皆様それぞれのお立場、それぞれのご知見の観点から前半で議論した部分と対比させて、現行の制度をどうするか、どう評価するか、というところの見解をお示しするというのが、有識者会議としての検討委員会の役割になるのかと思います。そのため、各委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思います。

(佐藤委員)

税制の改正というか、この制度変更についてですが、この3年間ほぼコロナで、宿泊税の数字もそう伸びてなかった中で、今この見直しをやるというのはどうなのかなと。もうしばらく経過を見た方がいいのかなという気が現時点ではしております。

(眞武委員)

この宿泊税については、事務処理は大変な作業だとは思っております。全国旅行支援の商品も非常に事務方は大変な作業で苦労しました。これはもう致し方ないと思っておりますけれども、その中において、この宿泊税の税率については、先ほど言われましたように、もう少し継続すべきだと私も思いますし、宿泊税の活用に重点を置いていただければと思っています。

余談ですが、福岡空港の出国税は1,000円ですよね。それを考えますと、宿泊税は、その有効活用に重点を置いていただいで継続してもらえば、という気持ちがあります。

宿泊税の使い道についてはいろいろな意見があると思いますが、完全にこれは利用価値がある認識しております。それよりも、福岡空港の出国税を問題視したいです。高いです。余談ですけども。宿泊税は継続して欲しい。

(南委員)

制度を変えるということは、事業者や納税者の方々にとっても大変な作業が増えるわけで、コロナ禍の3年間というのはコロナ前との比較ができない状態でしたので、まずは制度を運用していくことが一番大事だと思います。

(勢一委員長)

確かに、制度を変えることに伴う負担は、本当に現場の皆様にも重く申し掛かってくるところです。その点は、吉村教授からのコメントの中にもありましたので、急な解釈変更とか頻繁に制度改正することについては、そういう負担も伴うということ認識した上で、やるかやらないかというところの判断をすることになります。非常に大事なご指摘だなと思いました。

(松本委員)

税率についての29ページですが、ここで文章が終わると、単年度だけの評価になってしまう。例えば、委員長がおっしゃったように制度設計時の考え方と照らし合わせて税率はどうか、という視点が必要ではないかと思います。制度設計時の行政需要を考えて税率を決められたと思うので、それが変わっているかどうかということになるんだと思います。ここで終わるのは中途半端だなと。もう少し丁寧に言った方がいいのではないかと。

(勢一委員長)

この辺り、少し丁寧に記載するという形で対応できればと思います。

(大方副委員長)

制度自体は、このままいうことで良いのではないかと。気になるのは皆さんがおっしゃったように制度の運用の面ではないかと思いますが、特に、状況に応じてどのように宿泊税を使っていくかという活用方法とか、議論の場を設けるか、あとやはり、これがどういうふうに使われているのかを関係者の皆様に周知していくってところで、次の段階がすごく重要だと思います。

(勢一委員長)

今回の委員会の報告書は、確かに現時点での制度の見直しをどうするかという検討ではありますが、その時に出てきた皆様のご意見ご知見というのは、今後制度を運用する中で、この次に改正の議論をするときの一つの基礎情報になると思います。ここで出していただいた知見は、制度運用に活かすとともに、次の改正のときに、こういう課題があったと、それは制度改正まではしてないけれども、次検討するときには、ここはしっかり見ましようというメッセージを残すというのもあります。そういう意味では、皆様からいろいろとご示唆いただきましたし、制度運用について、今後

の活用について、こういうところに留意していくべしというのは、ぜひ形として残したいと思いません。ありがとうございました。

(井上委員)

31 ページの、まとめの論点に対する意見ですが、福岡県では免税点を設けていないということで、逆に免税点を設けている自治体、大阪府が7千円、東京都が1万円ですが、宿泊代金が免税点を下回れば宿泊税を取らなくて良いということで徴収事務が煩雑化しているという話は、特に大阪の事業者の方から聞いております。免税点を設ける必要はないのではないかと思います。

それから、納税義務者について意見があります。これは今の状況で制度を変えるということは難しいと思いますが、入湯税の場合、例えば教育旅行のときは取らない自治体があったりします。ところが、今の制度はその区別なしに、子どもは小学生でも中学生でも課税しているということで、今後は教育旅行といった子どもに対する課税の免除を検討すべきではないかと思っております。

そして、勢一先生に渡しましたけど、ちょっと意見としてペーパーにまとめてきております。言いたいことは、この委員会は3回皆で集まる機会がありますけれども、急な感じがするなと思っております。

それと、先ほど委員の皆様から出ていたこの3年間、本当にコロナもあった中で、いろいろなデータを吉田課長中心に事務局から一生懸命出していただいて、私も共感する面がたくさんありますけれども、今回本当に検討するに当たる材料が揃っているのかなと、ちょっと疑問に思っております。

また、ようやく今年に入ってコロナ前の状態に戻ってきている中で、もう少し正常化した段階で、それがいつかは分からないですけど、今年から1～2年後とかにもう1回振り返りをさせていただきたいなと思っております。次回の検討が5年後というのは結構長いなというふうに、率直に思っています。その中で改めていろいろまたデータの方ですね、県の皆さんに意見をまとめていただければというし、事業者の皆様や利用者の皆様に向けて解決の議論が出たりするのではないかなと思っております。

私の意見書については、後程、委員の皆様や事務局にお配りしたいと思っております。

(勢一委員長)

井上委員には、丁寧に意見をまとめてくださっており、お忙しい中で、ありがたい対応をいただきましてお礼を述べたいと思っております。また、貴重なご意見を多数いただきました。

確かに免税点をどうするかというような議論は、制度設計時にもありましたし、各自治体いろいろ考えがいろいろありますけれども、ご指摘のとおり、なかなか悩ましい。運用で煩雑になっているところもあると。そういう意味では、福岡県のやり方、制度のやり方は、よろしいのではないかとのご意見もいただきました。また、納税義務者については、どういう場合に課税を免除するかというようなこと、おそらく今後制度がもう少し順調な形で軌道に乗ったときには、検討に値するだろうと思っております。

まさに、ご指摘にありましたけれども、制度を作って始まったとたん3年間のコロナで、現行の制度が想定とおりに機能したとしたらという仮定で議論しなければいけないということになりました。今回の資料は事務局がたくさん作ってくださいましたし、皆さんからたくさんご示唆いただきましたけれども、現段階での評価が悩ましいというのは、第1回の会議もそうですけど、共有している部分かと思っております。そういう点では、確かに、次の見直しは5年後というのが制度設

計時の想定ではあったわけですが、それは順調に制度が運用して活用されていく状況を想定していますので、今後、社会経済情勢が大きく変わることがあれば、当然5年を待たないと。前回、事務局からお話もありましたし、ご指摘のとおり、もしかしたら良い方に振れて、見直しが必要だということもあるかもしれませんので、そのような状況になれば当然、その時点で見直しの検討をする。これは、おそらく本委員会でのコンセンサスであると思いますし、事務局の方としても、それについては特段否定されなかったと思います。これは、4のまとめになるのか、最後の終わりになるのか分かりませんが、そうした留保付きで、現行制度の評価を今回したというところを明記できればと思っております。ありがとうございました。

今、井上委員から先ほどのご意見の基になった意見書を配付していただきました。委員限りの机上配付の資料として受け取らせていただきます。

そのほか、「税制度のあり方について」の論点に追加がございました。また「おわりに」というところも最後、追記をさせていただきたいと思っております。これまでのご意見以外で、何かもう少し委員会として付言しておくべきことがございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。

(松本委員)

参考資料1と参考資料2の扱いはどのようになるのか教えていただきたい。

(事務局)

まず、今回の第2回の資料として、資料1、参考資料1と2というのが、ホームページでも公表させていただく予定になっています。

今、委員からご質問があったのはおそらく、この最終的なこの委員会の報告書としてまとめた時に、この参考資料をつけるかどうかということだと思いますので、当然、この委員会の中でこれを付けておくべきだという話になれば、当然付けるという話になると思いますし、参考資料2は、先ほどのご説明のときにも申し上げさせていただきましたが、吉村先生に全てチェックをいただいているので、当然、ご本人にも了解を得た上でこの報告書をこのままつけるのかどうかというのは、改めて確認する必要があるかと思いますが、そこは委員会の中で決めていただければと思います。

(勢一委員長)

今回の資料も県ホームページ上の公開資料ですが、報告書にどこまで何を付けるかというのは特段決まりがないということのようでございますので、皆様方の方で、これは付けたほうがいいのか、今日の資料に限らず、おそらく前回の資料、それに含まれると思いますけど、おそらくいろんなパターンがありえます。報告書本体と参考資料集の形で、本体に併せて参照すべき資料を掲載するのは、一般的によくとられるパターンであると思います。そのあたりは、皆様方のご意見を尊重できればと思いますが。

(事務局)

アンケート結果については、参考資料みたいな形で、報告書に付ける形でできれば良いのかなと思いますけども、吉村先生の方は、報告書の中にこういった意見があるというのを溶け込ませる形で記載した方が、さきほど井上委員からも意見書を配付いただきましたけども、こういったものも

含めて、この報告書の中に溶け込ませるような形で記載をしていくのが事務局としてはいいのかなと、思っているところでございます。

(勢一委員長)

私も事務局と同じ考えで、参考資料2は吉村先生へのヒアリングの概要をまとめた資料であって、このヒアリング資料について皆様から言及いただいておりますから、その部分は、特に4の「税制度のあり方」のところに、ここで共有した知見として溶け込ませる形で加えさせていただければと思います。もちろん、机上配付の、井上委員の資料もそういう形で加えるということになろうかと思っております。参考資料1のアンケート結果については参考資料として報告書に付けるというのはできるかもしれません。

今日、皆さんにご意見を頂戴しまして、後半の4のところにつきましては、宿泊税自体が引き続き必要であると。税制度については、少なくとも現状を踏まえた段階では、事務の簡素化など、課題はありますけれども、少なくとも納税義務者、免税点、税率については、現行制度を直ちに変更する必要があるというところまでの評価はできないという形で、皆さんのご意見をいただいております。

また、事業者や宿泊者、双方の負担を考へても現行制度を維持するのが望ましいであろうという意見もいただきました。今後の検討のあり方についても宿題をいただきまして、それを踏まえて、最後まとめを事務局の方に作業していただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

皆さんのご協力のおかげで、非常に効率的な議事が運営できまして、すべての予定していた議事は終了になります。非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後の進め方でございますけれども、本日の議事内容を踏まえて、報告書の素案に対して、本委員会としてのまとめの部分を加えまして、皆様にご確認いただいた上で、報告書案とさせていただきたいと思っております。その上で、案についてパブリックコメントを実施しまして、その結果を踏まえつつ、次回第3回の委員会において報告書案の最終版をお諮りする予定としております。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

勢一委員長、皆さん、ありがとうございました、観光局長の山北でございます。

委員長はじめ皆様には、大変熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。また、この宿泊税のあり方検討会対象期間が、コロナが始まって3年間という非常に難しい期間であったこと、そしてまた皆様におかれましては、お忙しい中、短期間でのご議論いただきまして、本当に心から感謝しております。

今後の進め方につきましては、勢一先生がおっしゃられたように、パブリックコメント、そしてまた次の委員会が9月12日になっておりますが、事務局の方からも、今後いろいろご相談ご指導いただくかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。